

藤沢市地域防災計画の修正について

1 趣旨

地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法第42条に基づき、本市に係る地震をはじめ各種災害に関し、防災関係機関を含めた総合的かつ体系的な対策として定めたものです。

前回平成29年度の修正以降、災害対策基本法等災害関連法令の改正や南海トラフ地震に関する情報等の新たな要素に対応する必要があることから、このたび本計画の修正を行うものです。

2 主な修正の視点

(1) 災害対策基本法及び関連する法律の改正等に伴う見直し

- ア 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定に伴う修正
- イ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等に伴う修正
- ウ 想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域の指定等に伴う修正
- エ 避難勧告・避難指示の一本化及び「避難情報に関するガイドライン」の警戒レベルの運用等の改定に伴う修正
- オ 個別避難計画の作成等に伴う修正

(2) 新たな要素に基づく見直し

- ア 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえた修正
- イ 令和元年台風第15号及び台風第19号の教訓を踏まえた修正
- ウ 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正
- エ 気候非常事態宣言を踏まえた修正
- オ SDGsを踏まえた修正
- カ 津波災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び高潮浸水想定区域の指定等に伴う修正

(3) その他

- ア 災害救援ボランティアセンターの設置場所及びサテライトセンターの役割の明確化に伴う修正
- イ 令和3年度組織改正に伴う修正

3 修正の手法

防災安全部において2の各視点等から見直しを行うとともに、本市災害対策本部の各指揮本部が担う本計画の各章について各指揮本部に見直しを依頼し、修正作業を進めました。また、防災会議幹事会の開催や、防災会議委員への事前意見照会を実施しました。

4 これまでの取組と今後の予定（スケジュール）

令和元年	6月 5日～	6月28日	庁内各指揮本部へ意見等を照会
	11月28日		防災会議幹事会の開催
	11月28日～	12月23日	防災会議委員へ意見等を照会
令和2年	9月24日～	10月16日	防災会議委員へ意見等を照会
令和3年	3月 8日～	3月31日	庁内各指揮本部へ意見等を照会
	5月28日～	6月11日	防災会議委員へ意見等を照会
	6月 9日～	6月21日	庁内各指揮本部へ意見等を照会
	7月15日		政策会議等庁議において修正案を報告
	8月 2日～	9月 2日	パブリックコメントを実施
	8月26日		市議会災害対策等特別委員会において修正案を報告
	10月上旬		最終案を作成
	10月中旬		防災会議において報告後、修正を決定
	10月下旬		神奈川県知事へ修正を報告

5 修正の視点から見た主な修正内容

(1) 災害対策基本法及び関連する法律の改正等に伴う見直し

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に伴い、避難対策計画において水害避難所及び避難施設等の名称を、災害種別や緊急度等に応じた名称に改める。

(災害対策基本法改正)

《各論Ⅰ第3部第6章》

《各論Ⅱ第3部第7章》

イ 津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び高潮浸水想定区域に所在する要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練等に関する避難確保計画の作成等が義務化されたことを明記する。(津波防災地域づくりに関する法律・水防法・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)改正)

《各論Ⅰ第3部第18章》

《各論Ⅱ第3部第19章》

ウ 風水害の被害予測において、想定最大規模の降雨に基づく洪水浸水想定区域が指定されたことに伴い、境川、柏尾川、引地川、蓼川、目久尻川、小出川の洪水の規模を想定最大規模の雨量に改める。また、高潮浸水想定区域が指定されたことに伴い、高潮の被害想定を明記する。(水防法改正)

《各論Ⅱ第1部第2章》

エ 避難勧告で避難すべきであることが理解されていないこと等を踏まえ、避難勧告と避難指示を避難指示に一本化する。また、「避難情報に関するガイドライン」の警戒レベルの運用等の改定に伴い、警戒レベルに応じた居住者がとるべき行動を明記するとともに、河川氾濫、土砂災害、内水氾濫及び高潮災害における避難情報(避難指示、高齢者等避難、他)の発令基準等を修正する。(災害対策基本法改正)

《各論Ⅱ第4部第6章他》

オ 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を目的として、個別避難計画の作成が努力義務化されたことに伴い、早期の作成に向けて自主防災組織等関係団体と連携して取り組むことを明記する。(災害対策基本法改正)

《各論Ⅰ第3部第8章》

《各論Ⅱ第3部第8章》

(2) 新たな要素に基づく見直し

ア 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、南海トラフ地震防災対策推進計画において、南海トラフ地震臨時情報への対応等として、事前避難対象地域等を設定する。

《各論Ⅰ第7部》

イ 令和元年台風第15号及び台風第19号の災害対応の課題検証を踏まえ、ライフラインの応急復旧対策及び避難対策等を見直す。

《序論第1部第1章第3節他》

ウ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、避難所における過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れる必要性を避難対策計画に明記する。

《各論Ⅰ第3部第6章》

《各論Ⅱ第3部第7章》

エ 本市が気候非常事態宣言を表明し、風水害対策を強化することについて、本計画の背景に位置付ける。

《序論第1部第1章第3節》

オ 17の国際目標(SDGs=持続可能な開発目標)の視点を踏まえた取組を推進する必要性について、本計画の背景に位置付ける。

《序論第1部第1章第3節》

カ 津波災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び高潮浸水想定区域の指定に伴い、各区域内に所在する要配慮者利用施設の範囲等を災害時応急活動事前対策計画等に位置付ける。

《各論Ⅰ第３部第１８章》

《各論Ⅱ第３部第１９章》

(3) その他

ア ボランティアによる災害救援活動をより効果的に展開するため、災害救援ボランティアセンターの設置場所及びサテライトセンターの役割を明確化する。

《各論Ⅰ第４部第１７章第１節》

イ 災害対策本部各指揮本部の所掌事務等を組織改正に応じて修正する。

《序論第２部第１章》

以 上

(事務担当 防災安全部 防災政策課)